２０２３年橋本市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1. 方針の目的

この方針は、国等による障害者就労等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成２４年法律第５０号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第９条第１項の規定に基づき、本市における障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

２．用語の定義

この調達方針に使用する用語は、障害者優先調達推進法における用語の例による。

３．方針の対象範囲

この方針は、本市すべての組織に対し適用するものとする。

４．物品等の調達目標

障害者就労施設等からの物品等の調達については、前年度の実績を上回ることを目標とする。

５．物品等の調達の推進方法

（１）障害者就労施設等への発注にあたって、健康福祉部福祉課は障害者就労施設等が提供することが可能な物品等を調査・確認のうえ、各部署へ情報提供する。

（２）各部署は、地方自治法施行令（昭和２２年政令１６号）及び橋本市契約事務規則（平成１８年規則第７１号）等の規定に基づき、予算の適正な執行に配慮しつつ、障害者就労施設等と随時契約を締結するなど、可能な限り障害者就労施設等への発注に努める。

（３）市は、橋本・伊都地域自立支援協議会（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第８９条の３に規定する「協議会」に担当。）と協力し、市民や民間企業等が障害者就労施設等から物品等を調達する際に参考となる情報を、市ホームページ等において提供するよう努める。

６．方針及び調達実績の公表

作成した方針及び前年度に調達した物品等の実績の概要は、毎会計年度終了後に取りまとめ、市ホームページ等により公表するものとする。

７．方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は健康福祉部福祉課とする。